

## 大阪港湾局と京畿平沢港湾公社の パートナーシップ港提携に関する覚書

大阪港湾局と京畿平沢港湾公社（以下、「両者」という。）は、互恵関係に基づき、大阪港湾局が管理する港と平沢港（以下、「両港湾」という。）の交流を深め、また、両者の相互理解と長期的な協力関係の構築を図るため、次のとおりパートナーシップ港として提携することをここに確認する。

### 第1条 提携の目的

本覚書は、両港湾の振興及び持続的な発展を共同で促進することを目的とし、両者は、本覚書に基づき、相互協力を進め、相互利益の実現に努めることとする。

### 第2条 提携事項

本覚書による提携事項は、義務や制限、法的拘束力を持たないこととするが、両者は、次のとおり、信義に従い誠実に取り組まなければならない。

1. 両者は、両港湾間における物流及び人流を積極的に推進し、両港湾の利用促進に共同で努める。
2. 環境、商業及び両者が随時合意するその他の分野を含む、港湾の管理・運営に関係する情報の交換を行う。
3. 両者は、両港湾の発展やビジネスチャンスの創出をもたらす企業、その他の団体の交流の促進のためのサポートに努める。
4. その他の事項は、社会状況の変化と実際の必要性に応じて、両者の協議を経て定める。

### 第3条 連絡窓口の設置

両者は、定められた提携事項を着実に遂行するため、本覚書の締結後速やかに、連絡窓口となる担当者を指定し、担当者の連絡先を書面で相手側に通知する。また、当該内容に変更が生じた場合には、遅滞なく通知するものとする。

### 第4条 その他

本覚書に定めのない事項は、別途協議の上、決定するものとする。

本覚書は、両者が署名した日から効力を生ずるが、いずれか一方の当事者が本覚書による提携の終了を求める場合は、書面で相手側へ通知するものとし、本覚書は、相手側がその通知を受理してから、6か月後に失効する。

本覚書は日本語と韓国語によりそれぞれ2部作成し、両者が各1部ずつ保有し、いずれも同等の効力を有するものとする。

2023年9月8日

大 阪 港 湾 局  
局長 丸山 順也  
(MARUYAMA JUNYA)

京畿平沢港湾公社  
社長 金 奭 具  
(KIM SEOK GOO)